

令和5年

衣浦衛生組合第1回協議会会議録

令和5年3月17日



## 令和5年第1回衣浦衛生組合議会協議会会議録

令和5年第1回衣浦衛生組合議会協議会は、令和5年3月17日（金）午後1時30分衣浦衛生組合会議室に招集された。

### 1. 議事日程

第1 協議事項（1） 衣浦衛生組合議会の個人情報保護に関する条例等について

### 2. 本日の会議に付した事件

（1） 議事日程第1

### 3. 議員

定数 10名 欠員 なし

1番	山口 春美君	2番	小林 晃三君
3番	岩月ひろし君	4番	生田 充夫君
5番	鈴木みのり君	6番	荒川 義孝君
7番	柴田 耕一君	8番	黒川 美克君
9番	鈴木 勝彦君	10番	倉田 利奈君

欠席議員（0名）

### 4. 説明のため出席した者

事務局長	黒田 敏裕君	庶務課長	高橋 文彦君
業務課長	田中 秀彦君		

### 5. 出席した事務局職員

庶務課課長補佐	三矢 成由君
庶務課課長補佐	磯貝 光好君
庶務課課長補佐	安藤 理純君
業務課課長補佐	糟谷 勲君
庶務課庶務係長	旭 陽将君
業務課業務係長	磯村恒代志君

### 6. 会議の経過

(午後1時30分開会)

○会長(柴田耕一君) ただいまより令和5年第1回衣浦衛生組合議会協議会を開催いたします。  
ただいまの出席議員は10名であります。よって令和5年第1回衣浦衛生組合議会協議会は成立いたしました。よって会議を開会します。

これより会議に入ります。

本日の協議日程は、お手元に配付の協議日程表のとおりであります。

---

○会長(柴田耕一君) 協議事項(1)衣浦衛生組合議会の個人情報保護に関する条例等についてを議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

○事務局長(黒田敏裕君) 会長、事務局長。

○会長(柴田耕一君) 事務局長。

○事務局長(黒田敏裕君) それでは、ただいま議題となりました協議事項(1)衣浦衛生組合議会の個人情報保護に関する条例等について御説明を申し上げます。

資料としましては、参考資料1は衣浦衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例(案)について、参考資料2は衣浦衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規定(案)について、参考資料3は衣浦衛生組合議会の保有する個人情報の保護等に関する規則を廃止する規則(案)について、御用意をさせていただいております。また、参考資料1の末尾には碧南市及び高浜市議会条例との変更箇所比較表を、参考資料2の末尾には高浜市議会規定との変更箇所比較表を、参考資料3には新旧対照表を添付してございます。

それではまず、これらの条例等の制定の理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律令和3年法律第37号が令和3年5月19日に公布され、個人情報の保護に関する法律平成15年法律第57号の一部改正が令和5年4月1日から施行されることに伴い、衣浦衛生組合議会における個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるため、新たに条例及び条例施行規程を制定するものでございます。当組合における条例等例規につきましては一部組合独自のものもございますが、基本的には碧南市の条例等の内容に合わせてございます。

今回御協議いただきます条例等の内容につきましても、碧南市の内容と同様となっておりますので、条例文の朗読を省略させていただき、概要の説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、参考資料1の2ページ、目次を御覧ください。

条例の構成でございますが、第1章の総則から始まりまして第6章の罰則まで全部で57条での構成となっております。

第1章総則の第1条では、この条例を制定する目的を、第2条では個人情報、個人識別符号、

要配慮個人情報など用語の定義を、5 ページ中段の第3条では議会の責務をそれぞれ定めております。

第2章個人情報等の取扱いでは、第4条から次ページの第8条におきまして個人情報の保有及び取得の制限として、個人情報を保有するにあたっての利用目的の明示や不適正な利用の禁止などを、第9条から次ページ第11条までは個人情報の適正な管理としまして、保有個人情報の漏えい防止等のため適切な措置を講ずることや個人の権利利益を害する恐れが大きい事態が発生した場合、本人へ通知することなどを定めております。第12条から9ページの第14条までは個人情報の利用、提供の制限として利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用または提供してはならないということ、第15条から次ページの第16条では仮名加工情報、匿名加工情報等の取扱い義務について、それぞれ定めております。

次に、10ページ中段の第3章個人情報ファイルでは、第17条において議会が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目などを記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないとし、個人情報ファイル簿を作成、公表しなくてもよい場合も定めております。

11ページを御覧ください。

第4章開示、訂正及び利用停止では、第1節として第18条から17ページの第30条には保有個人情報の開示についてを、第2節として18ページの第31条から19ページの第37条には保有個人情報の内容が事実でないと思料する場合の訂正を、次に第3節として第38条から21ページの第43条には利用目的を超えた個人情報の保有や不適正利用など、本条例における義務違反があると思料する場合の利用の停止、消去または提供の停止を。次に第4節として第44条から22ページの第46条には開示等の請求または決定に係る審査請求について、開示決定等の請求に係る不作為について審査請求があった場合は不適法却下の場合等を除き、現行どおり衣浦衛生組合情報公開、個人情報保護審査会に諮問することについて定めています。

次に、23ページを御覧ください。

第5章雑則では、第47条から第52条で未整理の保有個人情報に関する適用除外等を定め、個人情報の適切な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞く必要がある時は、衣浦衛生組合情報公開、個人情報保護審査会に諮問することができるとしております。第6章罰則では、第53条から24ページの第57条で職員等が正当な理由なく個人情報ファイルを外部に提供した時、業務において知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供盗用した時、職務の用以外に供する目的で個人情報を収集した時、偽り、その他、不正な手段により個人情報開示決定を受けた者の罰則をそれぞれ規定しております。

附則につきましては、施行日を令和5年4月1日と定めております。

25ページには、開示請求に対する写しの交付に係る費用を別表に定めております。こちらは組合独自のものとなっておりますので、資料を1枚めくっていただきまして、参考資料1-1を

御覧ください。本条例（案）と碧南市の条例との変更箇所比較表でございます。表の右側が碧南市、左側が組合となっております。開示請求の手数料等についてでございますが、第30条第2項には開示請求に対する写しの交付に係る費用を定めております。当組合には、手数料条例がございませんので、本条例中に規定したものでございます。

次のページの参考資料1-2には、高浜市との比較を抜粋してございます。主な相違点としましては3点ございまして、一つ目が高浜市では登録簿として第18条を独自に規定されております。

次に2ページの開示決定等の期限及び開示決定等の期限の特例でございますが、高浜市では全国市議会議長会の例と同様に開示決定等の期限を30日以内、延長の期限を60日以内としておりますが、当組合ではこれを14日以内、44日以内と規定しております。こちらにつきましても碧南市に合わせた形となっております。

最後に3ページの開示請求の手数料は、高浜市では高浜市使用料及び手数料条例に定める手数料を納めなければならないとされております。

以上が、条例案についての説明となります。

続きまして、参考資料2を御覧ください。

衣浦衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程につきまして、御説明申し上げます。この規程は衣浦衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の施行に関し、必要な事項を定めるものでございます。当規程につきましても碧南市及び全国市議会議長会の例と同様の内容となっております。変更点はございませんので条文の朗読を省略させていただきます。資料の末尾には参考資料2-1としまして高浜市との比較表を添付してございますので、よろしく願いいたします。甚だ簡単ではございますが、参考資料2の説明とさせていただきます。

続きまして、参考資料3を御覧ください。

衣浦衛生組合議会の保有する個人情報の保護等に関する規則を廃止する規則でございますが、条例施行規程の新規制定に伴いまして規則を廃止するものでございます。

次のページには、参考資料3-1としまして新旧対照表を添付してございますので、よろしく願いいたします。

以上で、協議事項（1）衣浦衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例等について御説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○会長（柴田耕一君） 提案説明が終わりました。これより質疑に入ります。

○1番（山口春美君） 会長、1番。

○会長（柴田耕一君） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美君） よろしく願いします。山口春美です。まだ、碧南市においては市議会のこの条例制定については議会の最終日の24日ということで、その前に1回議会としてももむということで案が示されているだけで議決をしているわけではありません。それで、先ほど碧南

市のものを参考にしてほぼ作られたということなので、それはまだ議決もしていない案の段階での比較ということになるので、この3月議会1日だけで終結する衣浦衛生組合の本会議で何としても議決しなければならないということで今日開かれたとは思うんですけども、そういう時間差もあるので、ちょっとそれは不条理だなと。決めてもないものについて、なってしまうということでは、まず冒頭に思います。痛し痒しでやってみえると思うんですけども、まず碧南市に沿ってやったところ、それから高浜市に比較された部分ということであるんですが、6ページ目の安全管理措置ということで第9条があります。ここは特異な形で議会事務局もないし、執行部も兼務するという形でやられているので、この安全管理措置を議長に関わる個人情報の取扱いの委託を、議会に関わる個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の扱いについてということで書いてあるんですが、執行部に議長が委託をしてその議会の個人情報を管理をお願いするという形になるという、特別な不規則な形だと思うんですね。私は本会議のほうでは請願、陳情等が議会の中にはどんどん出てくるので、ここは幸いあまりないですよ。過去にもあったのかどうか分からないですけど、大体一般質問もやらなかったですよ、その昔は。議案審査を丁寧にやっていただいたので、その中では終わっていたんですけど、それを何回かという制限をつけたので、それなら一般質問やるよということでやられるようになったので、元々一般質問は条例上はあるんですけど、実際にやっていませんでした。実は、この間の請願の中で西尾の市議会が保育の配置人数を拡大するという、こういう請願が出てきた時に請願代表人ということで、たまたま50人近くの名前をだあっと、こう出されたんですね。それを町内のデータにアップしたもんだから、担当の所管に全部知れわたって園長会でこれを圧力かけるという問題があったんです。本当に請願、陳情というのは、それぞれ利害関係もあるし、碧南の場合、統一教会問題をやると市長が見たら誰がやったかなというふうに思うということを客観的にそう思うので、とても私たちも取扱いに気をつけてまいりました。執行部と議会が別々でないということに対して、だから元々定義が不条理だというふうに思うんですが、それはどうなるのかなと。

これも回数制限でしたか、今日は。フリーでやっていいんだよね。何回でもやったほうがいいね。じゃあまず、その辺で見解を求めます。

○庶務課長（高橋文彦君） 会長、庶務課長。

○会長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） いろんな今回の法改正に伴う議会においても、この個人情報保護の条例をそれぞれに議会は定める必要があるということで、今議員おっしゃられたとおり碧南市においても今最終調整なかなか難しいところで、私たちもその入手する情報、すり合わせを非常に困難な状況ではあるところにあります。あくまでもこれ、ここの条例である文というのは、どちらかという定型文なものですから、それがうちの組合に該当するかということと、ほぼ該当しない例が多いのではないかと。個人情報と言われましても議会事務局で保有している情

報というのは、議員各位の個人の連絡先だとか、生年月日とか、報酬を振り込まさせていただいているので口座とかですかね。あと、所得税等でマイナンバーとか伺っているんですけども、基本的にこれ一般公表している情報であれば公開しても構わないと思いますけれども、個人口座の番号などは特段公開する義務もございませんので、ほぼ公開するこの個人情報の保護という面でこちらが特段これにおいて何か変わるかというところは想定されていないので、今後取扱いをどうしていくか。この条例制定は国の法改正に伴ったものであるということで、実際のところの事務の擦り合わせというところまでは特段想定されていないと思いますので、何もこれまでと同様の取扱いだなというふうに思います。

あと、議員各位の取得した個人情報については、これはこの中に含まれておりませんので議会議務局で預かっている個人情報についての取扱いになりますので。なかなかちょっと今現時点でお答えすることが非常に難しいところではあります。

よろしくをお願いします。

○1番（山口春美君） 会長、1番。

○会長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） そうすると、今日は議会のほうの条例を吟味するというので全協開いていただいたんですが、本会議の時は執行部側のその同様な従来の条例ですかね。この係るところを若干直したうんと短いものですけど、それは碧南市はもうやっていますよね。提案されて議決まではまだ最終日ですけども、そちらのほうは本会議のほうで出されるということですか。

○庶務課長（高橋文彦君） 会長、庶務課長。

○会長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 衣浦衛生組合の個人情報保護、つまり議会ではないほう、は3月議会に上程させていただきますので、よろしくをお願いします。

○1番（山口春美君） 会長、1番。

○会長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） 何条ぐらいのもので提案される予定ですか。月曜日に議案配付なんですよ。

○庶務課長（高橋文彦君） そうです。議案配付で。

○1番（山口春美君） 今日、質問の締切りということで議案も見ないで早く質問出せっていうことなんだけど。

○庶務課長（高橋文彦君） そうですね。

○1番（山口春美君） それもおかしい話なんだけど。とりあえず何条で。何条の構成ですか。

○庶務課長（高橋文彦君） 組合の個人情報保護条例のほうは11条までございます。よろしくをお願いします。

○1番（山口春美君） 会長、1番。

○会長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） ちょっと私ごとなんですが夫が先日亡くなりまして、その告別式が終わる時の翌日ぐらいに香典返しのカatalogの厚いのがぱっと送られてきたんですよ。多分民間業者さんでやったので、そこから連絡が行っているのかなというふうに思ったんですけど、なかなか微妙な問題でね。この人に言えないような理由で亡くなったりした場合に、そういうことがあるとやっぱり心が痛むと思うんだけど、斎園で直接葬儀もお通夜もやられる例もあって、そういうお名前なんかは全部リストとして、この個人情報の中に入れていくわけですよ。執行部としても、また議会事務局としても一体何を守るべきかというのが何となく、ふわっとつかみにくい状況にあると思うんですけど、それをもっとクリアにしていかなければならないと思うんです。

元々国のデジタル庁あたりは、その個人情報を集めて、しかもマイナンバーと結んだりして企業のために有効に使っていきこうという。このことを前提にしてこの保護条例の案も国が全国一律で、それぞれ独自性を生かして保護するために頑張っていこうという自治体の中で、一律なこの目安を示してやっていくので、それに沿ったものなんですよ。今日1日、昨日出されて今日なので、そういう点では問題ありかなというふうに思います。もむ間もなく今日提案されているのでね。昨日は自分の所属の予算審査なので、それでいっぱいいっぱいでしたので読む間もなく今日を迎えています。

それから規則のほうで、その判別不能な方というのかね。要配慮個人情報ということで2ページ目に書いてある規程のほうですが、ここでもいいですか、聞いても。これは議長が振り分けたり、いろいろするようになっていて、そんなこと実際にできるのかしらと思うんだけど、これ請求者だわね。請求者と自分がその情報を載せないでください。この拒否する場合も、この人たちについては要配慮個人情報ということで、その特別な配慮を必要とするわけでしょう。どなたにそれをするのかというのは幾つか書いてあるんだけど、最終的にそれを判断するのは議長と、それを保管する執行部あるいは議会事務局長的な扱いの方になるということですか。

○庶務課長（高橋文彦君） 会長、庶務課長。

○会長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 要配慮のその個人情報というのが宗教であったり、個人信条であったり、そういう部分であるので、特にこちらがそれを求める、その情報を教えてくださいと、提出してくださいという事例は多分ないと思うんですね。なので、そもそも目的もなくその情報は入手してはいけないという個人情報の前提からすれば、何も理由なくその情報を、おられる方ですかね。市民の方から、おたくはどういうふうですかというのは何う筋合がないと思いますので、特にそれ、さらに議会においては、さらにそういう状況はないというふうに考えられます。たまたま何かの資料の中にそういうことが紛れて入手してしまっても、それを公開しなさいということは多分想定がないと思うんですね。ですので、取扱いを十分注意するという、こちらからむやみに要配慮情報などは入手しないということが一番前提ではないかなというふうに考えますが。

○1番（山口春美君） 会長、1番。

○会長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） 23ページのところの第50条のところの審議会への諮問というところがあるんですが、これは常設で審議会をあらかじめ作っておくのか。事が起こってきた時に、ばたばたっとう大急ぎで作っていくのか、どういう構成にしていくのか。これは当然常設で持っていないといかんわね、きっと。議会と執行部も入って、市民も入ってという形になるかと思うんですが、どんなふうにするのでしょうか。

○庶務課長（高橋文彦君） 会長、庶務課長。

○会長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） またこれも今までのその事例もなくあれですけれども、一応手順としましては碧南市に組合としてはその審査会、委託しておりますので、そういう事例があった時に碧南市と連携を取りながら、またその審査会のほうは行っていくという考えでおりますので、よろしくをお願いします。

○1番（山口春美君） 会長、1番。

○会長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） 高浜市にもやっぱりあるんだけど、何かというとやっぱり碧南市のほうで重きを置いてやっていくんですね。それで開示の日数も高浜市さんは30日の国のままで変えられなかったんだね。ちょっとびっくりしてしまっただけですが、私たちは今までも14日間ということで、それも長くて長くて本当にもっと早く出してほしいということ。出そうと思えばその次の日でも出せるのに、わざわざ14日間待っていて、それから配付いただけることになっているんで、30日もたっていると、しゃくに合わない高浜市はびっくりですね。それでもとりあえず碧南市は14日ということにされたのでね。何であの碧南と高浜とチョイスする場所はそれぞれ違うじゃないですか。ええと、登録をするのは高浜がやっていて碧南はないのかね、登録が。個人情報の登録が。チョイスを何、よりよいところをチョイスして作ったということですか。参考にして比較表を作ったということですか。

○庶務課長（高橋文彦君） いいですか。会長、庶務課長。

○会長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） そうではございませんで、碧南市、全て碧南市に準じて今回制定をしております。

○1番（山口春美君） 会長、1番。

○会長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） 最後あの出てきたじゃん。個人登録簿を作るというのは高浜しかないって。高浜と比較されてみえた。これ碧南市があるんだけど、たまたま片っぽだけ参考にしてって書くといかんで高浜のやつを比較したんですか、その参考資料の2-1個人情報ファイル

簿の作成、高浜市は。

○庶務課長（高橋文彦君） 碧南にはないのでということです。

○1番（山口春美君） はあ。

○庶務課長（高橋文彦君） 碧南にはないので、高浜の例だけです。

○会長（柴田耕一君） 高浜はこういうふうにありますよということ。

○1番（山口春美君） はい、はい、はい。高浜にあるので、高浜に沿って。

○会長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） はい、高浜に沿って持っていくという意味合いで、ここに書かれたの。これはどこに。

○会長（柴田耕一君） 違う、違う。

○1番（山口春美君） はあ。

○会長（柴田耕一君） よう、庶務課長。よう、説明してあげて。

○1番（山口春美君） はあ。何、何。

○庶務課長（高橋文彦君） その登録簿に関しては碧南にはございません。碧南に準じた組合のこの案ですね。ですので、高浜市と、碧南市と比較しても変わらないんですけど、高浜市とは違いますということです。高浜市にはその登録簿というのがありますということです。碧南市と組合にはないということです。

○1番（山口春美君） 会長、1番。

○会長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） だから組合としてはない碧南市に沿ってないように結論つけたんだけど、参考のために高浜は登録簿。今もこの議決後も本庁のほうでね、議決後もこれは存在することになっているんですかね、よその市のことなんで分からないんですけど。もっとどういう差が出てくるの。

○庶務課長（高橋文彦君） 会長、庶務課長。

○会長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 高浜市のほうで規定をしております登録簿というものでございますけれども、個人情報取扱事務登録簿、こちらどの組織がどのような目的でどこから個人情報を取得し、どの程度保有しているかを個人情報取扱事務ごとに整理した帳簿のことをいうということでございます。従来、衣浦衛生組合では現行の個人情報保護条例に基づいて、個人情報取扱事務届簿を事務単位で行っております。改正法においても、また規定される個人情報取扱登録簿とは、記載事項として重複する部分が多いので、条例、規定はございませんけれども、今後も引き続きその届出簿、こちらで管理はしていくということで、こちら碧南市また全国の議長会のこの案にもこの登録簿というのはありませんので、そちらに沿っているということでございます。お願いします。

○1番（山口春美君） 会長、1番。

○会長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） ええと100名以上の、さっきの要配慮のところでしたかね。100名以上の漏えいがあった場合に何じゃらと、こう書いてあったよね。そこのところは、よく漏えい問題、民間から流れたとかいろいろあるんですが、そのところはどこだったけ。規程のほうだったかね。102条要配慮者のところの、罰則かん。書いてあったような気がするけど。100名以上、罰則、罰則はどうなっているんですか。そういう漏えいした時の罰則は。また違う組織でやっていくのかしら。もし故意にか、不本意だけでも、その置き忘れてトイレに、その情報が流れちゃった場合とか、そういう場合には罰則はどこに、具体的に書いてあってどうするんですしたっけ。

○庶務課長（高橋文彦君） 会長、庶務課長。

○会長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 資料2の規程のほうを見ていただきますと3ページでございます。3ページの一番下の段ですか。第5条（4）の保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、また発生した恐れがある事態。これが利益、権利利益を害する恐れが多いものということで、これについて直接罰則があるということではございません。

○1番（山口春美君） 会長、1番。

○会長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） はいじゃあ99名まではオッケーってこと。それから、個人の権利利益の害する恐れのある個人情報というのは要注意だけれども、その識別はされているんですか。あと、今も情報公開があると思うんだけど、ホームページ等で毎年結果の報告はホームページとかでやってみえるんでしょうか。

○庶務課長（高橋文彦君） 会長、庶務課長。

○会長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 100名を超えるかどうかという、そこの管理ですけれども、現状100名を超えるような個人情報は保有しておりませんので想定はないというふうに思っておりますけれども、公表のほうはホームページのほうに年1回行っておりますので、よろしく申し上げます。

○会長（柴田耕一君） ほかに。

○10番（倉田利奈君） 会長、10番。

○会長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 議会のほうとしては、こういう条例を作らなければ国の法律にのっとってやるということになって、ごめんなさい。執行部側は、各自治体はそういう形なんだけど、議会はそれに法律上当たらなから、独自で作らないとこれができないということになっていて、作っていただくことはもちろん作っていただきたいんですけど、やはりちょっと吟味する日数が

少ないというところで、これすぐにこれいいですよと言えないのと、あとこれ23ページの先ほどの審査会の件なんですけど、碧南市に委託しているということでお答えが先ほどあったんですけど、それは何に基づいて碧南市に委託されているのかというところを、まずお聞きしたいなというところと、あと今回条例等規程が載ってきているんですけど、いわゆる市議会議長会が示した文案みたい、文案というか、条例のこんなふうにするかどうかというのが示されていると思うんですけど、それと今回のこの衣浦衛生組合の、今回の条例はどの部分が市議会議長会と違うのかというところを教えてくださいたいと思います。このぱっと見て、さっきの公開までの日にちが市議会議長会は30日だけ衛生組合は14日にしていただいたというところ、これはすごく私、評価をしたいなと思っているんですけど、ほかのところでも市議会議長会との違いがあれば教えてください。

それから今回条例と規程のほうを示させていただいたんですけど、運用に関してはこれ以上のものは作成しないということでよろしかったかどうか、そこまでとりあえずお願いします。

○庶務課長（高橋文彦君） 会長、庶務課長。

○会長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） すみません。先ほどの、私が説明させていただきました碧南市に委託と申し上げましたけれども、誤解がございまして委嘱、碧南市の審議員の委員の皆様にも衣浦衛生組合からも委嘱をさせていただいて同じ方ということで、組合独自で委員会のほうは、審査委員会のほうは開かせていただくものです。その委員が碧南市の委員と同じ方ということでございます。

あと、国で、全国議長会が示す案とどこが違うのかということでございましたけれども、基本的には同じものでございます。碧南市とお示ししているような、碧南市との違いと言っているところですかね。組合独自、先ほども説明させていただいた組合独自で定めております手数料の関係ですとか、その部分だけになりますので、基本的にはほかは全国議長会に準じた条例になっておりますので、よろしく申し上げます。

○会長（柴田耕一君） ほかに。

○10番（倉田利奈君） 会長、10番。

○会長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） すみません。ちょっと1個答弁漏れかなと思うんですけど、まず先ほどの質問も一度最後に質問させていただきたいんですけど、今回条例と規程のほうを案ということで、こうやって提案していただいて、いろいろ吟味はされていると思うんですけど、これ以上の何か運営のマニュアルとか、そういうものがあるのかないのかというところが、ちょっとお答えがなかったかなというところと、あと今庶務課長が言われたのは多分手数料があるかないかと、あと開示の決定が14日と30日との違い。それ以外は全く市議会議長会の提案文と提案されている条文でいいというところかどうかの確認だけ、最後そこをお願いしたいんですけど。

○庶務課長（高橋文彦君） 会長、庶務課長。

○会長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 基本的には先ほどの説明のとおりだと思っていますけれども、またちょっとこの準備に非常に時間を要しておりまして、説明するための資料ですかね。のほうも当日は参考資料という形でもつけさせていただき予定でございますけれども、分かっていたできるようにしたいというふうに考えております。

また、これ以外には定める予定というのは基本的にはございませんので、この条例で、条例また施行規程ですかね。規程で十分なものかというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○10番（倉田利奈君） 会長、10番。

○会長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 今までの、ちょっとお話を伺っていると、碧南市の市議会のほうが条例案を出されたから、それから衛生組合として吟味してこういうふうになりました。衛生組合に合うようにしましたというところで、結局碧南市さんもまだ議決されていないという話ですし、本当にこれすごい、ねえ、さっき高橋課長も言われたように非常に難しい部分もあって、多くあって、これ吟味するのもすごい時間が必要なんですよ。なかなか、これを先日もらって、はい、これですっていうところも何か、私もまだちょっと自分の議会の部分も、なかなかまだ問題点があるかなって思っているところもあるので、すぐにこれ、いいですっていうわけにはいかないものですから、ただ、これ4月1日施行ということで、していくには3月議会しかしょうがない部分はあるんですけど、ちょっとあまりにも、ちょっとこれでいいとか、どこが問題かというところについても今すぐになかなか言えない部分があるんですけど、執行部側がこうやって出してきたということは、これですっていうことなんですよ。これ以上のものは今言われたように先ほど参考資料、参考資料のほうはじゃあいつ、いただけるということなんでしょうか。

○庶務課長（高橋文彦君） 会長、庶務課長。

○会長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 議案配付のと一緒に参考資料をお付けしたいというふうに考えております。あくまでこの国の方針に沿った、その4月1日、5年の4月1日に間に合わせる必要があるかなということですので御理解をいただきたいと思います。

○10番（倉田利奈君） 会長、10番。

○会長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） できれば今日いただければ、いただけるようだったらいただきたいですし、あとその組合としての個人情報保護条例も多分、今回出てくるのかなと思うんですよ、この3月議会で。それとの整合性も見ないと何かこれでいいというのは分からないんですけど、結局組合としての個人情報保護条例も告示日というか来週ですかね。そこしか出せないということでしょうか。

○庶務課長（高橋文彦君） 会長、庶務課長。

○会長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 来週の議案配付までお待ちいただきたいと思います。

○1番（山口春美君） 会長、1番。

○会長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） 手数料の関係で条例がないということをおっしゃったんですが、一般的な使用料手数料条例はあるんですよね。手数料使用料条例は執行部のほうの条例の中には、現在も情報公開に対しては1部10円だとかというのがあると思うので、手数料条例の中で反映されているのかいないのか。だとすれば、ここで議会のやつだけ別に別立てにしなくても情報公開については、その1部10円でという本則の使用料手数料条例で定めてないの、執行部のほうも。そこをだから、それを今回変えて手数料条例の中に入れ込めばいいじゃないのかん。

○庶務課長（高橋文彦君） 会長、庶務課長。

○会長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 組合に使用料条例はありますけれども、手数料条例が設置していませんので手数料が必要な場合はそのことの条例の中にうたっておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（柴田耕一君） ほかに。ほかに質疑もないようですので質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本件は説明を了承することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○1番（山口春美君） 御異議あるよ。

○10番（倉田利奈君） 会長、よろしいですか。会長、よろしいですか。よろしいですか。

○会長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） ごめんなさい。今のおっしゃった発言の、ちょっと内容がよく分からないんですけど、御異議ございませんかというのは、この案で行くことで御異議がないのか、それとも今の執行部の説明で、がこれでいいですかということなのか、ちょっとよく分からなかったんですけど、あの、どういう。今日これで出すということですか。

○会長（柴田耕一君） いや、この案で、この3月の28日か。の3月定例会で組合の。それで出しますよということです。

○10番（倉田利奈君） はい、会長。はい、会長。

○会長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 先日配られたばかりで、これで御異議ございませんかって言っても私は異議ありともなしとも言えません。はっきり言ってこんな、これで出せますって、今のこんな状態では言えません。はい、以上です。

○会長（柴田耕一君） ほうじゃあ、異議ありっちゃうことですね。はい。

御異議があるようですので挙手により、お諮りをいたします。

本件は説明を了承することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○会長（柴田耕一君） 挙手多数であります。よって、本件は了承されました。

---

○会長（柴田耕一君） 以上をもちまして、協議事項は終了いたします。

なお、本条例については3月議会定例会に、議員提出議案として上程するものであります。先例により提出者は副議長、賛成者は碧南市及び高浜市選出議員から各1名、賛成する議員の年長者といたしますので、協議会終了後に御署名をお願いいたします。

また、本議案の提案理由の説明は条例文の朗読を省略し、簡潔にしたいと思います。これに加え、3月議会定例会の円滑な議事進行を図るため、本議案への質問は事前に事務局まで届けていただきますと十分な回答が得られると思いますので御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

以上で令和5年第1回衣浦衛生組合議会協議会を閉会いたします。

○1番（山口春美君） 会長、閉会の前に。閉会の前に。

○会長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） 私どもねえ、西三河で一番最後になったんですが、ええと、何だった。

この、アップルの。タブレットの支給が始まりまして高浜市さんが先行してみえるんですけど、ここはW i - F i環境が整っていないんだね、きっと。例規集だとか、さっき言った手数料条例だとか、そういうものなんかでも、本当にここにあれば私はタブレットそのものに議案を載っけてっていうのよりも、むしろ検索する時に確認したいのに使いたいと思うんだけど、これ全然使えない。ですから、もう両市がタブレットが入ったので、この衣浦衛生組合委員においても使えるように取り回しをしていただきたいなと思いますし、完全に駄目だったらそれをやっばり進めていただくように機械は持ってきますので。ここは使えんのかん。ぜひそのことをよろしくおはからいください。

○会長（柴田耕一君） それはもう次回の運営委員会なり、うん。あの、一般質問の中で質問していただきゃあいいことだし、予算的なこともあるんで。碧南市だけの問題じゃない。高浜市のほうも関係ありますので、お互い要するに互換性のことを考えると碧南市さんと高浜市さんのタブレットが同じかどうか分かりませんし、OCRも分からんでしょう。その中でやろうと思うと衣浦衛生組合独自の多分あれをやらんとできないと思いますよ。

○1番（山口春美君） W i - F iが入るとるかどうかだよ。

○10番（倉田利奈君） 会長、すみません。

○会長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 高浜市はL T E方式なので、別にW i - F iがなくてもできるんです

ね。だからその持込みをどうするかを別に協議会で、この協議会で決めればいいことだと思うんですよ。それを当局がどうのこうのっていう話じゃなくて、我々でそれは決めることだと思います。今聞いていると碧南市さんはそのWi-Fiじゃないとできないというやり方なんですね。そうすると、ちょっとその当たりが今の環境、ここの環境ではできないということになるんですよ。そうするとまた、それはそれでまた。

○1番（山口春美君） 持ち込みオーケーにしてほしいね。とりあえずそうですね。持込みだけは許可するっていうことで、この協議会で今決めればいいことなのかなと思います。例えばポケットWi-Fiとかね。個人でお持ちになれば、それはそれでできるのかなと思いますので、とりあえず持込みだけをここで今協議会やっているわけですので、一つ議案とし、日程を追加して、ここで協議していただきたいかなと思います。

○会長（柴田耕一君） それは来年度の、5年度の新委員さんでお願いしたいと思います。

以上で令和5年第1回衣浦衛生組合議会協議会を閉会いたします。

慎重ご審議、誠にありがとうございました。ありがとうございました。よろしく申し上げます。

（午後2時21分閉会）

以上は、令和5年3月17日に行われた令和5年第1回衣浦衛生組合議会協議会の会議録であります。

令和5年3月17日

会 長 柴 田 耕 一